

# 対話促進型調停の可能性と限界

——紛争当事者間の交渉力格差をめぐって——

吉  
田  
勇

## 目次

- I はじめに
- II 対話促進型調停の可能性
  - 1 日常世界と対話促進型調停の適合性
  - 2 調停者の援助のもとでの対話の回復
- III 対話促進型調停の限界
  - 1 現実的限界と理念的限界
  - 2 調停における当事者間の交渉力格差への対応

## 3 水俣病事件にみる相対交渉と調停

## IV おわりに

## I はじめに

最も一般的には、調停は公正な第三者（調停者）が当事者間の合意による紛争解決を援助する手続であると定義される。この定義によれば、調停はなにも裁判所における民事調停と家事調停に限られるわけではないことは明らかである。それでも、わが国では最もよく利用されているのが裁判所における民事調停と家事調停であることから、調停といえば、裁判所の調停を思い浮かべるのはやむをえないかもしれない。ようやく現在では、裁判外の紛争解決手続（ADR）の代表として広い意味において調停が論じられるようになってきたが、このような変化はいわゆるADR法の制定によるところが小さくないと推測される。本稿でも、調停を広くADRのひとつとして考えるが、調停の多様な類型のなかでも、対話促進型調停に焦点を当てるることにする。

対話促進型調停の場合には、その理念からして、当事者が紛争解決の主体であり、調停者は当事者の対話による解決を援助するという役割を担うことが期待されている。紛争当事者が紛争の主体であり、紛争解決の主体であるといつても、紛争当事者の間には交渉力の格差があるのが通常である。そうだとすれば、調停者はどのような援助をすれば紛争当事者間の交渉力格差を前提にしながら当事者間に対話の可能性を開き、対話による解決へと促すことができるのだろうか。これが本稿における私の問題意識である。

訴訟が万能でないと同様に、調停も万能でないことは言うまでもない。調停には調停の理念に基づく限界がある。調停に限界があるからといって、調停の存在理由が減じられるわけではない。それどころか、調停の理念を尊重するからこそ、その理念に基づく調停の可能性もその限界もあるのだといってよい。その意味では、調停の可能性を問うことと調停の限界を問うことは別のことではない。

紛争当事者間の交渉力格差が大きい場合には、当事者間の対話を促進する調停者の困難さは大きくなることは容易に想像される。裁判所における調停では、裁判官が主宰する調停委員会が、交渉力格差を相対化する働きをするよう期待される程度が高いが、民間型や行政型の調停の場合には、当事者間の交渉力格差が対話阻害要因にならざるを得ないことも容易に想像されるのである。

そこで、IIでは、対話促進型調停の可能性を考えるために当事者間の対話可能性がどのようにして成り立つかを基礎的に考える。とくに日常生活する私たちにとって、調停に対する日常性からの連続感覚が重要な意味を持つ。日常生活では多様な形で対話性が働いているが、その対話性を調停の理念に高める必要があると言つてもよいし、調停の理念を日常的な対話性のうえに基礎づける必要があると言つてもよい。私は調停を日常的な対話のうえに理念的に基礎づけることが調停の可能性を広げることになると考へる。人間の次元、共同性の次元、そして法の次元における対話性の回復がどのようになされるかが問われる。そのためには、対話型社会＝成熟社会の形成が前提になることにも触ることにする。

IIIでは、対話促進型調停の限界について考える。とくに当事者間の交渉力格差への対応には二つの意味における限界が区別される。当事者と調停者の現実の能力に伴う交渉力格差への実際的な対応困難という意味における限界と対話促進型調停の理念そのものによる限界である。調停者が対話促進的な役割を果そと努めても、調停の理念

からみて当事者が合意するからというだけでは調停を成立させるわけにはいかない場合がある。調停を成立させることが、調停の理念に背反する場合である。調停の限界を明らかにするためには、あらためて調停の理念を問う必要が出てくることになる。

IVでは、結びに代えて、ふたつのことに簡単に触ることにする。ひとつは公共型調停の制度化の可能性についてである。本稿では、調停を広く捉えてきたが、裁判所における調停の特徴にも言及しておきたいと思う。もうひとつは、対話促進型調停に適合した紛争が拡大する傾向についてである。社会の成熟化に伴って対話促進型調停へのニーズが拡大すると推測されるが、これからどのようにそのニーズに備えるのかが問われることになる。

## II 対話促進型調停の可能性

対話促進型調停の可能性を規定する要因として、ここでは、対話性を契機とする調停と日常世界の適合性と、調停者の関与による当事者間の対話可能性の回復について検討することにしたい。

### 1 日常世界と対話促進型調停の適合性

対話を重視する調停の最大の特徴は、日常世界との連続性あるいは日常世界との適合性にあるものと思われる。私たちは、日常世界では、対話による利害調整や合意形成を毎日のように重ねながら生活している。日常的には、紛争解決のための交渉にも、合意形成のための交渉にも、話し合いという言葉が用いられているが、ここでは理念

的な意味をこめて、話し合いのうち特定の当事者間の紛争解決のために実践されている話し合いのことを、対話と名づけることにする。

真剣な対話による合意には、相当の正当性が認められねばならないが、合意の影響が第三者に及ぶのであれば、合意があるというだけではその正当性は社会的に承認されないことがあるし、国家の実定法に抵触する合意であれば、その合意は国家の強制力によって実現されることは期待できない。何も国家の実定法をもちださなくてよい。私的自治に基づく自己決定や合意であっても、それらがつねに社会的に承認されるとは限らない。何らかの程度において社会的関心を喚起する問題や紛争の解決の仕方は、社会の公共的な規範ないし社会的公正という規範の制約のもとにあるのが普通である。調停による合意が正当化されるためにも、日常世界の公共性ないし社会的公正という規範によって社会的に承認される必要があるのが常である。

ここでいう公共性は、国家的な公共性と同一視されではならないし、ましてや国家の司法権と同一視されではない。市民社会に基礎づけられた公共性のことである。市民社会が紛争当事者の自治的な秩序形成と紛争解決をどこまで公共的に援助するかまたは承認するかが第一次的に問われるのであり、国家的な公共性がどこまで援助するか、または保障するかが、第二次的に問われるるのである。

対話促進型調停はその対話重視によつて日常世界と適合的であることを確認しておきたいと思う。しかも、調停者は市民的公共性ないし社会的公正という規範に準拠しながら紛争解決援助手続を担うことが求められる。大まかには、この規範に照らしながら、調停者は手続過程ないし合意形成過程に対話促進的に関与することになる。

## 2 調停者の援助のもとでの対話の回復

対話促進型調停の可能性は、対話による交渉の可能性を前提とする。少なくとも当事者の一方が自己の正当性を絶対的に主張したり自己閉鎖的に振舞えば、対話の可能性は開かれない。公正な第三者である調停者の援助が求められるのは、少なくとも当事者の一方が自分たちだけでは対話・交渉によって紛争を解決することができないか困難であると思う場合である。調停者はどのような方法で当事者間に対話の可能性を開くように援助しうるのだろうか。

当事者が、相手方との関係において自己を相対化し、さらに調停者との関係においても自己を相対化するという二重の自己相対化によって、しかも当事者間の交渉力格差の相対化によって、対話の可能性が開かれることは間違いない。

私たちは自分の視点からしか物事を見ることができないのが常である。自分の視点から見えた事実だけが事実であるかのように思い込むのが常である。紛争当事者はとくにそうなりがちである。しかしながら、調停者による当事者の存在受容により、自己の紛争経験からの自己相対化と自己の距離化が可能になる。自己相対化とは、他者との関係の中で自己の考えが相手の考え方と違うことを確認することである。自己の反省化は自己の対象化でもあるが、自己を鏡に映すように対象化してみることである。自己相対化は他者との関係の中で可能になるのに対しても、自己対象化・自己反省化は自己との関係において可能になる。

自己相対化と自己反省化ができれば、相手に向き合う可能性が生まれる。相手との対話を通して、一方的に形成されていた当初の自己理解と他者理解は、相互性をもつ理解へと変容する。そうなれば、対立している紛争当事者

間においても、対話を通して相互理解が広がり、交渉によって相互に受け入れ可能な合意に達する可能性も大きくなる。

対話による交渉が可能になるのは、両当事者が対等な存在として相互承認される場合である。そのためには、第一に、人間としての存在が相互に承認されること、第二に、共同性の内部ないし中間集団内で規範が共有されること、第三には、当事者間の力関係の格差が法の援用によって対等化されること、のいずれかが必要である。それぞれの場合を見ておきたい。

### (1) 人間としての存在の相互承認による対話可能性の回復

相対交渉の可能性の拡大は、とりもなおさず対話促進型調停の可能性を拡大させることになる。当事者の間に人間としての存在の相互承認が成り立つとき、当事者は相互に当事者として向き合うことになる。どのような社会的属性を帯びても、対等化されるためには、人間としての存在が相互に承認されることが重要になる。

すでに大正期に末弘敏太郎が「人になりたい」要求なし希望に言及していたのが想起される。末弘によれば、人間の「思想」のうち最も強烈で根強いものは「解放」の思想である。それは「いやしくも人間として生まれた以上我もまた人並みに取り扱われたい」という、尤も至極な希望のことである。<sup>[1]</sup>末弘はそれを端的に「人になりたい」という希望、「人になりたい」要求、「人になりたい」叫び声と言う。「人になりたい」者とその反対者との間に必然的に鬭争が起きるが、この叫び声を無理解な暴力によって圧迫するのは、到底許すべからざる罪悪であると末弘は主張した。末弘は「力を恃む者」が「人になりたい」要求を暴力で圧迫しようとする「過激社会運動取締法案」を批判する運動に加わって、「人になりたい」叫び声を聞かねばならない、と主張したのである。末弘と同時代に

このような叫び声を挙げているのは、労働者＝無産者であり、普通選挙要望者であったとされているが、どの時代にもこのような切実な叫び声を挙げる人々がいることは改めて言うまでもない。その切実な声は聞く耳がなければ少しも聞こえてこないが、聞く耳さえもつていれば、多くの叫び声が聞こえてくる。末弘は、「人になりたい」という叫び声に耳を傾けよ、と書くことによって、この声を国家の暴力によつて抑圧することに反対する運動の一翼を担つたのである。

末弘のいう「人になりたい」要求を、現代型訴訟を支えている人々の思いとしてあらためて取り出したのは、六本佳平氏である。氏によれば、「現代型訴訟の中心的な機能は、三つのレヴェルで社会システムの変動に適合する方向での規範的構造変更を生ぜしめること、そのきっかけとなること、又はその必要を明確にすること」である。三つとは、人間関係というミクロなレヴェル、民間の企業組織内部における事業政策決定のレヴェル、そして政治体における基本的な価値選択のレヴェルである。これら三つのレヴェルで求められているのは、一言で言えば「個人の主体的自立」という原理に立脚した社会の深層からの改編ということになるであろうか<sup>(3)</sup>とあるのはやや難解な言い方であるが、「生ける法を含めた規範構造の変更」の基底にあるものを言い表すのにには、「大正期の問題状況の中で末弘巖太郎が書いたことば「人になりたい」という願望の方がよりふさわしいかもしれない」<sup>(4)</sup>と述べられるのは示唆的である。現代型訴訟の原告らの提訴には、既存の法と社会のなかでは十分に汲み上げられない「人になりたい」という切実な願望が込められているのは確かだと思われる。

「人になりたい」という願いに思い至るとき、自主交渉派の水俣病患者らが相対交渉にこめた人間的な思いがあらためて想起される。自主交渉派患者らは、提訴ではなく、相対交渉に「人になりたい」という思いをこめたことがわかる。加害企業チッソの社長にも同じ人間としての誠意ある謝罪と償いを求めて全身を賭して直接交渉に臨

んだのである。故川本輝夫氏をリーダーとする自主交渉派は、一任派のように厚生省の補償調停委員会による行政型調停をも、訴訟派のように民事訴訟を選択せずに、チツソとの直接交渉を求めたが、その理由は何だったのかが、私たちの関心を強くひきつける。

水俣病患者の自主交渉派は、人間として生まれた以上、人並みに扱われたい、チツソの社長も同じ人間であるから、誠意を持って話し合えばわかつてもらえるという確信から、人間としての切実な声を挙げたのであった。しかし補償協定書にたどり着くまでには、想像を絶するあまりにも苛烈な闘いが続けられねばならなかつたことが、川本氏の証言や闘争の記録をみるとよくわかる。チツソは相対交渉に向き合おうとしないで第三者機関にお願いするという戦法に徹し、長期戦にもち込んだ。チツソの切り崩しや行政関係者の働きかけによつて、いくたびか自主交渉派の患者グループにも解体の危機が訪れているが、そのつど川本氏らは小数の仲間と闘いの意思を再確認しながら、チツソ本社前の座り込みとチツソ本社での自主交渉を求める行動をとり続けたのである。

自主交渉派の主体的原理はなにか。「自主交渉の理念は、『話せばわかるはずだ』という一言につきる」<sup>15)</sup>といふ。水俣病被害者は加害者も話せばわかるはずだという態度を取り続けているのであり、加害者をあくまで一個の人間として信用しようとさえしているといふ。「加害者は被害者に直接詫びるのが、当然であり、それが人の道だ。チツソの人も人の子なら話せば分かるはずだ、話にいこう」というのが水俣病被害者=生活民の思いであつたともいわれる。人間が人間として行動しうるための原理が説かれているのは疑いない。チツソは、補償の物指しがないから第三者に任せようという態度を取り続けた。こうして、「一方的に人間性を踏みにじられた被害民の人間的な叫び」が自主交渉派患者の肺腑から搾り出されたのであつた。日常の言葉による直接交渉の過程に交わされる言葉を読む限り、患者らは、チツソの不法行為により、自分の身体が有機水銀中毒になつて身体被害を受けたというだけでな

く、家族全員が被害を受け、地域社会からも差別的被害を受けるという自分たちの生活のすべてを狂わせられたことから、チッソの社長の責任を問う思い思いの人間的な叫びを挙げたのに対し、チッソ幹部はどこまでも企業の論理を楯にして対抗したのであった。

訴訟派が全面勝訴判決を受けて直ちに上京して、自主交渉派と合流し、東京交渉団を編成し、チッソの社長との補償交渉に臨むことになった。水俣病事件でははじめて裁判所がチッソの民事責任を認めたこと、しかも訴訟派が自主交渉派に合流したことは、チッソに対する患者側の交渉力を著しく高めたのは疑いない。それは、チッソは東京交渉団との直接交渉に直ちに応じたことからもわかる。しかしながら、東京交渉団とチッソとの直接交渉は難航をきわめたというほかない。加害企業チッソという企業の壁はあまりにも大きく交渉団の前に立ちふさがった。といふよりも、チッソは真正面から東京交渉団と向き合うことを回避し続けたのであった。環境庁内交渉も何回か行なわれたが、いつも交渉は決裂した。最終的には、三木環境庁長官と澤田熊本県知事の仲介によつて、水俣病患者の自主交渉派と訴訟派が合同した東京交渉団とチッソとの補償協定が締結されたのであった。

自主交渉派患者が水俣工場前に座り込みを開始してから、実に一年八ヶ月後のことであつた。

## (2) 規範の共有による対話可能性

紛争解決の過程において当事者と公正な第三者はどのような役割を果すのだろうか。当事者間の相対交渉は、当事者間の臨機応変な交渉と公正な第三者としての規範を組み込んだ交渉に類型化される。「ハーバード流交渉術」に登場する「立場駆け引き型」交渉と「原則立脚型」交渉の対比がそれである。<sup>(9)</sup> 後者は、客観的基準とも公正な基準ともいわれる「原則」によって正当化される解決案を合意することによつて当事者双方が満足する双赢・ウイ

ン交渉を提唱するものである。

当事者の相対交渉のなかでも、「公正な第三者」としての公正な基準に依拠する解決案を考えることができる」とを明らかにしたのは注目される。交渉とはただ単に当事者の力関係を前提とした駆け引きに限られないものである。当事者のいずれかの意思を押し付けあって合意を勝ち取るのではなく、どちらの意思からも独立の基準によって合意案を正当化することを進めているのが、この交渉論なのである。「ハーバード流交渉術」には、交渉は当事者間の勝ち負けではない、紛争問題を公正な基準に照らして双方が満足するよう解決することであるという考え方方が提示されているのである。

なお、相対交渉に「公正な第三者」が組み込まれるといつても、具体的な人間としてではなく、当事者が援用する抽象化された公正な規準としてあるいは共同性の中で実感される規範意識であるのは言うまでもない。具体的な人が公正な第三者として関与するのが、調停、仲裁および裁判なのである。これら三つの方式は、当事者間の紛争解決のために公正な第三者が果す役割の違いによって類型的に区別されるが、ここではこれ以上触ることはできない。

公正な基準とはいえないとも、中間集団の規範を共有している当事者間であれば、その集団ないし共同性の規範を受け容れているかぎり、それに照らして対話が可能になるのも事実である。中間集団ないし共同性の範囲内で共有された規範に基づくかぎりにおいて、共同性の内部においては、対話可能性が成立するといつてよい。

### (3) 主張の法的正当化（権利主張）による法的対話可能性の拡大

日常のことばと法の言葉の対話は難しいとすれば、両者を架橋しうる日常のことばと法の言葉が形成される必要

がある。とくに紛争と対立の調整に際して、感情を表現しながらも対話を求めて語りうる言葉を抱負にする必要がある。それには時間がかかるにちがいない。ここで問題にしたいのは、当事者間の交渉力格差を対等化するために法の援用はどのように行われうるかということである。

ひとつは、調停の場に、法的情報または予想される法的判断を取り込むという方法である。法の援用が自分に有利な場合には、その判断も援用しながら、場合によって訴訟も辞さない覚悟で交渉を有利に進めることができる。他方、法の援用が自分に不利な場合には、次に訴訟という選択肢を考えにくいのだから、調停での合意への意欲が高められるにちがいない。訴訟利用の可能性からくるファイードバックと判決結果の取り込みである。訴訟のコストと訴訟による解決の質を考えると、訴訟回避が非合理的と決め付けることはできない場合が少なくない。訴訟選択の回避によって強くなる調停志向が出てくるのも、権利意識が低いからではない。当事者は、利用コストと解決援助の質について訴訟選択と調停利用を比較しながら、いずれを選択すべきかを戦略的に考えているのではないかと思われる。もつとも、このような合理的な戦略が成り立つ前提条件は、訴訟を利用したければ、いつでも容易に利用しうることである。

もうひとつは、自分たちの主張を権利的に構成することによって、法的に対等になることを目指すことである。これにはいくつもよく知られた事例がある。訴訟を提起することによってはじめて、交渉力の強い相手方当事者はまともに応答することを余儀なくされる。逆に言えば、交渉力が弱い当事者は、訴訟を提起しない限り、交渉力の強い当事者をまともな交渉相手にすることはできないという状況にあるといってよい。  
例えば、嫌煙権運動において「嫌煙権」が提唱されたことが想起される。当時の国鉄や専売公社に喫煙規制を求めて陳情しても効果がなかつたことから、当時圧倒的に少数であった「分煙」を主張する非喫煙者は、当時の国鉄を

相手に禁煙車両の設置を求めるために「嫌煙権」という新しい権利を提唱したのである。それによって、原告らは受動喫煙のさらされることが法的に正当なのかどうかを公開法廷で争うことができただけではない。訴訟提起それ自体が、受動喫煙に晒されないことを求める多くの非喫煙者の共感と支持によって社会の中で影響力を広げ、国鉄をも動かして、禁煙車両の設置が訴訟外では進行していくことになった。

大阪国際空港訴訟事件もそうである。運輸省への陳情ではうまくいかなかつたことから、航空機騒音に苦しむ空港周辺住民は、運輸省を相手に訴訟によって騒音被害を訴えざるをえなかつた。そのときに主張を基礎づけるために新しく提唱されたのが「環境権」という権利であり、環境を共有するという思想であった。航空機利用による企業や観光産業の経済的利益よりも生活環境を重視する主張が、「環境権」という思想には込められている。その視点から、国側の主張を根拠づけていた「航空の公共性」「空港の公共性」の実態を批判的に分析したのであつた。

医療者の権威と医療情報独占に対して患者の地位を対等化するために提唱されたのがインフォームド・コンセントであり、患者の「自己決定権」という法的権利であつた。このような新しい権利として患者の主張を強調しないかぎり、医療者の権威的な立場に対して、患者の立場を強めることはできなかつたことがわかる。しかしインフォームド・コンセントの法理はアメリカにおいて判例法理として確立したのであるが、実質的には、患者の「自己決定」がなされるのが望まれるのは患者と医師の対話過程における協働的な決定としてだと思われる。判例法理のレベルにおけるインフォームド・コンセントと、医療の現場における医師の説明に基づいて患者の自己決定を得るための実践とは区別される必要がある。患者と医療者には、つねに訴訟防衛のための対決型のインフォームド・コンセンストではなく、対話による協働型のそれがありうるのではないか。患者の「自己決定権」の法的保障は、医師の訴訟回避と法的自己防衛のために医師が周到に作成した「同意書」にあまり理解できないまま同意したという形にまで

形骸化されうるのである。しかし実際に医療現場で求められているのは、対話過程において協働的に形成される患者の自己決定である。

水俣病事件について言えば、チッソの不法行為責任が確定した民事判決後には、自主交渉派はチッソとの交渉に際して、チッソの不法行為責任が確定していることを自分たちの交渉に有利な条件として活用したことは言うまでもない。ただ、自主交渉派は、座り込み闘争に際して宣言された三〇〇〇万円の要求を、民事判決で認められた一八〇〇万円にまで引き下げて、交渉の重点を一時金の獲得から、年金や医療費・介護費などの恒久対策に移すことになった。不法行為責任が法的に確定したことは、患者側の自主交渉要求の内容にも法的正当性を与えたのであり、そのことが東京交渉団の自主交渉の力量を高めたことは言うまでもない。しかし、自主交渉派の当初の要求がすべて継承されたわけではなく、交渉力の格差を配慮し、交渉戦略上の獲得可能性も考慮して交渉要求が組み立て直されたことがわかる。

先述した自主交渉派の人間的な要求が「自主交渉権」として法的に主張されたこともここで想起されねばならない。水俣病自主交渉川本事件という刑事裁判において川本氏が傷害事件で起訴されたときに、裁判の中で自主交渉の意義が問われたのであった。故川本輝夫氏を代表とする自主交渉派の水俣病患者らが加害企業チッソとの補償交渉を求めてチッソ本社に繰り返し出かけたが、そのたびに千葉県五井工場から勤員されたチッソ従業員から押し返された。その過程で、川本氏がチッソの従業員に五件の傷害行為を働いたとして、チッソの告訴をもとに、川本氏は起訴されたのであった。この刑事裁判において、川本氏の弁護団は力を込めて自主交渉の法的な正当性を説き、被害者の正当な権利として「自主交渉権」を強く提唱したのであった。被害者が加害企業に直接交渉によつて謝罪と償いを求めるることは、人間として当然の権利であることを主張するために、「自主交渉権」という法的な権利が

強く提唱されたのであった。

### III 対話促進型調停の限界

#### 1 現実的限界と理念的限界

ここでいう限界にはふたつの意味がある。ひとつは、対話促進型調停の可能性を広げようとしても、調停者の力量や当事者の意欲によって対話促進型調停が効果的に活用できないという意味における現実的限界である。理念の実践の目標としては、もっと対話可能性を広げたいのに、調停者または当事者の能力不足のために有効に機能しないという意味の限界である。当事者の主体的条件と調停者の力量に制約されているという意味の限界であるから、まだ拡大可能な限界ということになる。

もうひとつは、理念的に限界づけられているという積極的な意味における限界である。対話促進型調停の理念からみると、当事者が合意しさえすれば、どんな合意でも認められて良いわけではない。どのような類型の調停であれ、理念的に限界づけられている、というよりも理念的に自己限定されているというべきか。否定されるべき限界ではなく、理念的に要請される限定である。これを大事にしなければ、対話促進型調停への信頼が失われることになる。

もちろん二つの限界は密接に関連している。より本質的なのは、理念的限界であることは言うまでもない。調停

の理念を尊重するかぎり、調停者がそれを逸脱して調停を成立させてはならない。理念に悖るような形で調停を成立させようとすれば、調停そのものに対する信頼が損なわれるおそれがある。

紛争解決援助手続としての調停の特徴は両当事者が合意しなければ、調停は成立しないということである。当事者は最後まで、自分が合意するかどうかを自分の意思で決めることができるのである。もちろん本当に自由意志で決めるのかどうかは、当事者の置かれている社会的文脈や相手方との関係によるのは言うまでもない。この特徴は、そのまま紛争解決援助手続としては限界にもなる。当事者双方の合意がなければ調停は成立しないからである。

対話促進型調停の理念は、当事者間の対話能力と調停者の対話促進的能力によって実践的に支えられている。したがって、これら二つの役割と能力の限界が対話促進型調停の限界でもあるから、対話促進型調停の可能性を広げるためには、紛争当事者の対話を成立させる条件を強めることと、当事者間の対話を促進させる調停者の力量を高めることが必要である。

ここでは問題を限定したいと思う。問題とは、当事者間の交渉力格差が大きい場合に、どうしたら調停者は対話促進型で調停を運営できるのだろうか、ということである。理念を尊重する限り、調停を成立させてはならないことになる。しかし、弱い当事者が強い当事者の要請を受け容れずに、調停が成立しなかった場合、弱い当事者が訴訟による解決に向かうのであればよい。しかし調停の不成立が弱い当事者の泣き寝入りになるとすれば、調停の理念にも悖るからといって調停の不成立を認めることにはためらいが起きるに違いない。弱い当事者が強い当事者に相當に譲歩して合意が成立した場合に、弱い当事者が同意したのだから、どんな合意案でもよいといえるのかという疑問もある。

調停者はこのディレンマをつねに経験しているものと思われる。この問題に早くから取り組んでいるのは、川島

武宜氏であった。高野耕一氏も、川島氏の問題意識を引き継いでいる。棚瀬孝雄氏も、「合意の強制」という調停のパラドックスに取り組み、理論的枠組みを組み替えなければならないことを明らかにしている。調停の理念から交渉力格差という問題に言及しているレビン小林氏の考え方も示唆的である。これらを順次検討していきたい。

## 2 調停における当事者間の交渉力格差への対応

紛争は、力関係（交渉力）に格差のある当事者間に生じるのが常である。そうであれば、合意による紛争解決を援助する紛争解決手続である調停では、調停者は紛争当事者間の力関係の格差に対してもどのように対応しうるのだろうか。調停の中でも、対話促進型調停では、調停者は交渉力格差のある当事者間でどこまで対話を促進できるのだろうか。

調停における「当事者の力関係」という問題に早くから取り組んだ故川島武宜氏は、裁判所における調停は、裁判所の裁判の裏づけがなければ、当事者の「力の支配」を破ることは出来ないというのが大鉄則だ。<sup>[10]</sup>と指摘する。この指摘は、対話促進型調停に対しても妥当するはずである。訴訟制度が背後にあってこそ、調停制度も生きた役割を果せることは、すでに「調停読本」でも指摘されていたことが想起される。<sup>[11]</sup>訴訟は市民にとって疎遠であり統けていいるとすれば、川島氏の指摘する調停の内在的な矛盾は克服されていないことになる。だからこそ、調停のおかれている深刻な状況を打破するのは決して容易ではないのである。しかし、根本の矛盾を解決しないまま、多くの事件を調停における「力の支配」に任せておけば、調停に対する国民の不満と不信を増大させることになる。<sup>[12]</sup>だから、調停を最後まで当事者間の力関係にゆだねないで、裁判所の裁判権による解決を後ろ盾にして「力の支配」に対抗することが必要であるというのが川島氏の考えだ。

一方では、調停は当事者の自由意思によって成立するということは調停の成否が終局的には当事者の力関係に支配されることを意味する。調停者が何らかの力を用いて当事者の意思を強制することは原理的に許されない。したがつて、調停者が取りうる手段は説得しかないが、調停者があらゆる努力をしても当事者が説得に応じないならば、調停の場では当事者の「力の支配」を排除することは不可能になる。他方では、裁判所は「力の支配」を排して、紛争を法によって解決することを使命とする場所である。裁判所における調停に内在するこの深刻な矛盾にどのように対応したらよいのか。これが川島氏の提起した問題であった。おそらく氏は、離婚事件や子どもの扶養事件において弱い妻の要求に合意しない強い夫の姿を思い浮かべているものと推測される。川島氏の調停委員としての経験によれば、経済的損得しか考えない人は「正しい調停」には応じてくれないから、調停委員のほうが無原則に譲歩することを余儀なくされる。そうしなければ、調停を不成立に終わらせるしかない。今日、調停の場で調停委員がとりうる手段方法は、結局説得しかないと氏の考へである。<sup>(13)</sup>当事者があまりに無茶なことを言う場合には、裁判や審判で解決をつけてもらう可能性が背後になければ、調停は「力の支配」に委ねられてしまうことは、一種の社会法則なのである。<sup>(14)</sup>

調停が不当な解決しかできないときには、調停をやめて訴訟で解決するという方法を選べば、裁判所から「法による解決」を与えてもらうことができるはずである。<sup>(15)</sup>しかし、わが国では、調停と裁判との間の相互補完的なメカニズムが正常に機能しないために、調停委員が心ならずも正しくない調停にこぎつけなければならぬ場合がある。川島氏はこのことを深刻な問題だと指摘したのである。氏はこの現実が裁判所における調停本来の理想に反することを認めたうえで、この現実を改める方法を考える。日本社会では、訴訟が市民にとってまだ身近でないから、調停のおかれている深刻な状況を打破するのは難しいとはいえ、この状況を放置しておけば、調停に対する国民の不

満と不信は増大するから、調停を最後まで当事者の力関係に委ねないで、裁判所の法による解決を後ろ盾にして「力の支配」に対抗する必要がある、というのが川島氏の政策的提言である。「今や社会が求めているのは『ママアマア調停』ではなく『正しい調停』すなわち、裁判と同じような、『法』に照らして是認されるような調停なのあります」。<sup>(15)</sup> このように、川島氏は、裁判所で行われる以上、調停にも「法の支配」が貫徹されねばならないと考えていることがわかる。

しかし川島氏の考えは現代社会においても妥当するのだろうか。氏は、調停を、もっぱら裁判所における調停に限定しているのに加えて、調停の存在理由を独自には認めいないように思われる。

川島氏と同じ方向を目指している考え方も有力に説かれている。高野耕一氏は、調停委員会の判断と当事者の合意のどちらを欠いても調停は成立しないが、当事者の合意をあまりに強調すれば、当事者の合意さえあればよいのかという疑問が出るという。氏は「弱者救済という視点がいること」を重視し、調停判断によつて「強者のための合意」の克服を目指す必要があると説く。<sup>(16)</sup> 高野氏も、川島氏と同様に、裁判所における調停の司法的機能を重視している。「調停の場に現れる当事者にはおのずから多かれ少なかれ強者と弱者があるはず」だから、「強者と同じ位置に弱者を立たせることこそが、まず調停関係者がなすべき配慮」であるという。<sup>(17)</sup> 氏によれば、調停者は、「高い志」に加えて、弱者に「下駄を履かせる心」もあわせて備えなければならないのである。この主張にはある程度説得力があると思われるが、これだけでは当事者のニーズに対応できない場合があるのでないかと思われる。<sup>(18)</sup>

調停の存在理由は司法型調停のそれに限定されるわけではないと思われる。調停は当事者の合意によらなければ成立しないが、その合意は裁判へのアクセスを前提にしなければ正当なものとならないのだろうか。ADRとしての調停の存在理由を司法的機能に限定しないで広く考える必要があるのでないか、というのが私の考え方である。

調停における「当事者の力の支配」という川島氏の問題意識を現代的に継承しながら、調停における「合意」そのものの意義を根底的に問いかけているのは棚瀬孝雄氏である。氏の問題提起の特徴は、調停における「合意の強制」という問題に取り組むために、近代の基本的な枠組みまで問い合わせ直すところにある。裁判へのアクセスが保障されても、法の支配を前提として純粹な「合意」が求められるならば、調停においても法の権威を背景とした説得がなされることになる。調停の成立には両当事者の合意が必要だから、法的権威を背景にするといつても、調停における法的判断はどうしても妥協的なものにならざるをえない。交渉力に左右されない「正しい解決」を目指そうとすれば、調停者は正しい解決と思われる判断を上から説得していくという形を取らざるを得なくなるが、これは再び強制の契機を持ち込ことになる。<sup>(2)</sup>こうして、棚瀬氏の考え方からすれば、川島氏の「正しい調停」志向は決して調停に内在する矛盾を解決することにはならない。

合意も強制も「強制なき合意」という近代のドグマのなかでは扱いきれない、というのが棚瀬氏の認識である。「強制」も「合意」も具体的な社会関係の中には生じている現象であるから、「合意」は、合意と不合意との境界上に多義的な準合意を含みうる概念として再構成されねばならないことになる。<sup>(3)</sup>「合意の強制」という問題を解明するためにには、調停における「合意」の社会学的理解を深める必要があることが示唆されただけではない。棚瀬氏は、実際に、これまでの調停モデルにおける「合意」を社会学的に分析したのが注目される。氏は、法化社会における調停は本来自主的解決を側面から援助し支えていくものと考えているが、その視点から、裁判期待に受動的に対応するこれまでの調停を「対立解消型調停」と包括的に位置づけて、その具体的な四つの調停モデル——①判断型調停、②交渉型調停、③教化型調停および④治療型調停の各モデル——における合意の性格を徹底的に分析してみせ

判断型調停は、本質的に構造的欠陥を持つ。これは裁判期待を受けて、正しい解決の発見を目指しながら、当事者間に大きな食い違いがあり、しかも当事者が法発見のための資源をもたないときには、その発見の負担が調停者にかかることになる。そうなれば、第三者による法発見＝「判断」の契機が強く前面に出ざるを得ないが、調停は制度上解決への合意を不可欠の前提とする限り、その正しい解決を不本意な当事者にも受容させ妥当させていく「強制」の契機は弱いものにとどまっている。<sup>(34)</sup>

交渉型調停は、判断型調停を基礎づけていたような正しい解決を妥当させるという理念を、コストを払つてまで妥当させたいかどうかを当事者の選択にゆだねられるべきと考え、調停とはあくまでも当事者が好きな解決を選び取つていくのを手助けするにすぎないと考える調停モデルである。この交渉型調停が自立するためには、当事者が裁判予測を客観化していくための資源を持ち、経済合理的な主体として妥協可能な範囲のなかで、戦略的交渉による恣意的選択が人々に容認されている場合であるという。

教化型調停は、本来多面的な顔を持つた紛争を法的紛争に一面化することを拒否し、衡平性の実現、さらには連帶性の実現といった目標を明示的に押し出す調停モデルである。調停者は現代社会で失われつつある共同性の守護者としてそこに凝集されているもろもろの価値を一身に体現した道徳的な権威として当事者の前に立ち現れてくる。<sup>(35)</sup>

治療型調停は、法発見を目的からはずし、調停に独自の理念を追求しようとしたもので、紛争を人間関係の病理と見て、その治療を広義の人間関係調整的な方法により行おうとするものである。<sup>(36)</sup> 調停者は、理念的には一種の心理療法家として、紛争悪化の原因である相互不信ないし攻撃衝動を当事者から取り除くことをまず試みるが、心理療法によって紛争解決を行うというモデルにもかなりの困難がある。心理療法は高度に専門技術化しているために、調停者がその技術を習得するのは不可能であるだけでなく、調停には心理療法に時間をかける余裕はないし、被治

療者がそれを積極的に受け容れることも難しい。関係性の病理の背景には、心理療法では対応しきれない深い問題がある。

棚瀬氏は、いずれの調停モデルによつても、合意本来の機能が阻害されているという。「合意」には「最適関係づけ」の機能が本来的に備わつてゐるが、四つの調停モデルにおいてはその機能が十分に発言できなくなつてゐる、<sup>(2)</sup>といふ。氏はそれを「合意の貧困化」と表現している。この貧困化は三つの方向で観察される。ひとつは、判断型から教化型に共通する「同意」への変質である。「正しい解決」を発見することが調停の目的とされるところでは、当事者の合意は、その判断を自分たちの解決にすることについて同意するかどうかという本質的に拒否権的な形でしか発言しえなくなる。<sup>(3)</sup>第二は合意の「好意」化である。この場合には合意はたんに「紛争を解決する」ことへの合意を超えて、「対立そのものを解消し、相手方との友好関係を回復する」ことの約束までの意味を担わざれる。合意が「好意」の意味までもつと、それが自己主張の抑制と不本意な妥協という二重の意味で、合意本来の最適関係づけを阻害するという。第三は合意の「恣意」への変質である。交渉型に典型的なように、自由な交渉に任せておけば、力の強い者がその意思を押しつけることにならざるをえない。これは単にコスト面から裁判外の解決が選ばれるからである。

以上のような分析をふまえて、氏は、合意が貧困化しない条件を探つてゐる。基本的には、氏のいう「対立解消型調停」では「合意の貧困化」は避けられないから、調停に独自の存在理由をもつと積極的に基礎付ける必要があることが明らかにされてゐるのである。氏はそれを「自律型調停」と名づけてゐる。ここではその内容に触れる余裕がないが、棚瀬氏の試みは、調停における当事者の「力の支配」という川島氏の問題意識を調停の複合的な性格に即して、現代的に問い合わせたものであるのは疑いない。川島氏との共通な部分に即して言えば、「合意の強制」

が調停の場で働く理由は、二つあるというのが棚瀬氏の分析である。ひとつは、当事者が法への実効的なアクセスを欠くから、妥協的な解決を求める調停者の圧力に抗しきれないこと、もうひとつは、秩序と調和を重んじる伝統的な社会規範がそのまま調停の中に還流してくること、である。<sup>(3)</sup> 後者は現代の日本社会では、それほど明示的には働かなくなっているかもしれない。伝統的な社会規範だけではなく、社会に新しく登場してきている現代的な社会規範の還流もありうると思われる。しかし年齢層の高い調停委員が多いことにも関わっているのか、近代的に変容された「伝統的」社会規範による説得が働いていることを、調停委員に対して表明される不満のなかに読み取ることができる。

棚瀬氏は、川島氏とちがって、裁判へのアクセスと「正義」だけに収斂させて「正しい解決」だけを考えるのでなく、「納得のいく解決」を求める「自律」というもうひとつの理念を重視している。合意を豊かなものにするためには、調停はこの「自律」に基づけられねばならないからである。それによつて「合意の強制」という調停に内在する深刻な矛盾が原理的になくなるわけではない。当事者の「合意」によらなければ調停において紛争は解決しない以上、当事者間の交渉力格差が合意過程に働きかねないようにするのは困難だからである。どうしても、合意を成立させるために「妥協を執拗に迫る」という合意の強制もあれば、「調停者が特定の解決を強く説得する」ということもありうるからである。調停委員が社会的圧力を体現していることと調停委員が一方当事者の「力の支配」を抑制できないという二つの理由からも、調停において「合意の強制」が見られるのである。川島氏は、それを裏返して、公正な第三者の権威性の弱さという。調停者が強者の社会的圧力に対抗しえないのは、専門家としての専門的自立性と職業的自立という基盤が弱いからであるというわけである。確かに、調停者が両当事者から信頼されることができなければ、調停は効果的に運営されることはない。調停者の専門性および人間としての存在の相互承認が

問われることになるが、当事者の交渉力格差にどのように働きかけるかが問われることになる。

私見によれば、調停が合意によって成立する以上、調停に内在する矛盾は解消されないが、それは調停に限界があるということを意味する。川島氏が提起した問題は、調停の存在理由とその限界という問題に組み替えられる必要があるというのが私の考え方である。裁判へのアクセスなしし裁判との連携という要因に加えて、「納得のいく解決」を志向する「自律」とそれを支える私的自治を重視する成熟社会という社会的要因が、対話促進型調停の可能性とその限界を規定していくことを明らかにする必要がある。当事者の交渉力格差への調停者の対応についても、このような広い文脈のなかで考えられなければならない。

この点で理念的な示唆を与えてくれるのはレビン小林久子氏の調停論である。氏は、調停の基本理念として自己決定の相互尊重と平等の尊重を重視しているが、平等の尊重とは、調停者が当事者双方を平等に扱うことを意味している。調停者が「平等に扱っていると思つてはいけないのであって、当事者が平等に扱われていると判断することが重要である。<sup>(3)</sup> 調停者によって平等に扱われていると判断するときには、両当事者は調停者が手続的に公正であると信頼する。

ところで、調停者は当事者の一方が「社会的弱者」であるときも「平等に扱う」必要があるのだろうか。この難しい問題に対するレビン小林氏の回答は明白だ。氏は、近代の形式的平等を原則的に重視したうえで、厳しい条件付で、現代の実質的平等の配慮を認める。<sup>(4)</sup> その厳しい条件とはつきの三つである。第一は、安易に「社会的弱者」という判断をするのは慎むべきであるということである。というのも、調停者は当事者の人生に関わる時間はわずかであるから、「その当事者が弱いとか強いとか（または、優勢とか劣勢とか）」判断するに十分な情報を得るのは無理<sup>(5)</sup>だからである。第二は、当事者の弱さへの配慮は、一人一票的平等が確立された後に一時的という条件付で

実行されるべきであるということ<sup>(1)</sup>、第三は、特別な配慮は、相手方の面前でその理由を説明し事前許可を取った上で、相手方のいる面前で行うことの心がけるべきだということ、である。このように、特別な配慮が許容されるのは手続的公正さを損なわない方法によってのみ、ということになる。

これら三つの条件はレビン小林氏の説く調停の理念に密接に関わっている。「調停は、自分の意見を冷静に述べられる人が、相手と対等な立場で話し合い、問題解決を図るという民主的、かつ、大人の解決方法」であるから、「何らかの理由で当事者のどちらかがそれが出来ないと判断したならば、調停そのものを中止すべきなのである<sup>(2)</sup>」。というのも「…調停を自由意思で選んだ以上、社会的弱者であっても、調停人から個人的支援を受けることを期待すべきではない<sup>(3)</sup>」からである。このように、調停者の中立性は当事者の自己決定権と表裏一体なのであって、「当事者の自己決定権は調停者が中立でいることによつて守られる」<sup>(4)</sup>のである。これは「社会的弱者」には厳しい言い方のように響くが、当事者にはなによりも「自己決定権」が保障されなければならないのであり、たとえ「社会的弱者」であつても、その紛争当事者のもつ自己解決能力への信頼がなければ、調停は成り立たないのである。この考え方の基礎には、アメリカ型の個人主義的信念があるのは容易に想像できる。レビン小林氏は、紛争当事者が自己解決能力をもつてることを信頼していることがわかる。氏は、指導型調停とも説得型調停とも理念を異にする調停の理念に忠実である。その調停の理念に忠実であるかぎり、調停の限界にも自覺的でなければならないのである。氏の考えは、調停におけるある構造的不正義事件の扱い方をみるとよくわかる。ある企業で女性はどれほど有能でも課長止まりという不文律がある場合、調停者はこのような構造的不正義に対応して、どのように対応したらよいかと氏は問う。氏が採用するのは「被害者と加害者の個人的問題に限定して、その枠内で話し合う」という対応パターンである。構造的不正義の特徴は個人的な枠組みと組織的な枠組みの両面から捉えることができるから、当事

者間の個人的問題の局面にあえて限定して紛争に取り組むというのが氏の考え方である。組織的な問題の局面も含めて根本的に解決しようと試みるのであれば、強制力のある訴訟や仲裁など、調停以外の手立てを勧めたいと氏はいう。<sup>(1)</sup> 大きな社会問題や組織問題から個人的問題の局面を取り出せば、調停による解決可能性が生まれるのであって、問題の根本的解決だけが解決ではない。どのように大きな問題でも、個人的問題として取り組むことができるかぎり、調停の可能性があるということになる。氏は、調停の理念的限界を自覚した上で、その限界内において調停の可能性をぎりぎりまで追求しようと試みてることがわかる。この限界を超えて無理に調停を試みることは、調停の理念を否定することになるから、限界をしつかり自覚しておかねばならないことになる。

社会的強者と社会的弱者の間の紛争であっても、手続的公正さを失わない限りで、両者の交渉力格差に対して実質的に平等化するための配慮が認められている。しかも、当事者の自己決定権の尊重がその前提にあるのである。この前提は裁判へのアクセス保障とは異質な理念によって基礎づけられているのである。調停の存在理由を支えているのは、当事者の自己解決能力であり、当事者の自己決定権との相互尊重である。広く言えば、私的自治領域が尊重される成熟社会だということができる。<sup>(2)</sup>

おそらく、現在も将来も、当事者間の力関係（交渉力）の格差がなくなることはない。しかしながら、交渉力格差のある当事者間にあっても、当事者の自己解決能力の回復・向上と自己の立場の相対化によって対話可能性は開かれうる。当事者だけでは対話を成立させることが困難であるがゆえに、公正な第三者としての調停者の援助が期待されるのである。

調停者が当事者間の対話の成立を促すのは、三つの方法によつてである。第一は、調停者が、当事者（とくに交渉力の弱い当事者）の人間でありたいという切実な思いを相互に理解するよう促すことによつて、第二は、共有さ

れた共同規範による当事者の立場の相対化によって、第三は、法の援用による法的権利主張の正当化と自己の法的権利主張の相対化によつて、である。三つに共通なのは、相手方との関係性における当事者の自己相対化と対等化によって当事者間の対話可能性が開かれることである。関係性、共同性、公共性のいずれも当事者間の交渉力格差を相対化するために機能しなければ、当事者間の対話の成立が難しくなる。それでも調停合意を成立させようすれば、調停者は交渉力の強い当事者に押され、弱い当事者に一方的に譲歩を迫ることになりかねない。その意味では、当事者間の対話可能性の限界が対話促進型調停の限界でもあることができる。

ここで、裁判所における調停の特徴に触れておきたい。調停の開始、過程および結果の三つのいずれにおいても特徴がある。調停の開始については、裁判所調停の場合には、相手方当事者の調停手続への参加を取り付けるために、裁判所の権威と国家の強制力を活用していることである。正当な理由がなく出頭しなければ、過料に処せられるという規定があるというだけで、裁判所から呼び出し状をもらえば出頭しなければと思う気持ちになる相手方当事者は少なくないと思われる。たとえ法律に規定されているからといって、実際に不出頭に対する過料の処分は科されることはないとはいえる。この規定が示されるならば、少なくとも出頭しなければならないという心理的強制が働くのは否定できないであろう。<sup>(19)</sup> 調停過程については、裁判官が調停委員会を主宰しているので、紛争当事者の法的解決志向へも対応しうることである。当事者の「納得のいく解決」志向には、非法的解决志向と法的解决志向が含まれているが、裁判所の調停では、法的解决志向にも応答できるという特徴がある。調停委員会が解決案を提示して、当事者の解决を援助することが期待されている。調停の結果をみると、調停合意には法的効果が付与されることが特徴である。裁判所における調停の場合には、調停調書には判決と同一の法的効果が付与される。民間における対話促進型調停の場合には、合意は私的な和解以上でも以下でもない。対話促進型調停の場合には、両当事者

の「納得のいく解決」が得られやすいために、合意が成立すれば、その任意履行の可能性が高いことが推測される。以上のような裁判所における調停で形成される合意が当事者間の交渉力格差の影響を受けないようにはすることは難しいというほかない。だからこそ、川島氏は、裁判へのアクセスなしには調停だけでは力関係の支配を排除することができるないと厳しく指摘したのであった。裁判官を主宰者として調停委員会の判断が重視されたとしても、当事者の合意がなければ調停は成立しないのである。調停には独自の存在理由と限界があることが改めて自覚されねばならないのである。

### 3 水俣病事件にみる相対交渉と調停

ここで「合意」の名のもとに当事者の力関係による強制が大きく働いた典型的なケースを取り上げることにする。水俣病事件における見舞金契約締結に至るケースである。これと、補償協定にいたる相対交渉ケースの比較を試みたい。

公害被害者と加害企業との交渉力の格差は著しいというほかないが、両当事者間の相対交渉はいかにして可能だろうか。両者間の相対交渉が行き詰ったとき、第三者はどのような条件のもとで両当事者の交渉力の格差を対等化しうるのであろうか。水俣病事件史において患者団体と加害企業チッソとの間で行われた二つの自主交渉を比較することによって、この問題を考える貴重な示唆が得られるというのが私の見込みである。これは交渉力格差の著しい紛争当事者間の交渉可能性と調停可能性を探る試みであり、レビン小林氏のいう個人的問題の局面ではなく、社会問題としての公害紛争的局面を取り上げて、その交渉可能性と調停可能性を探る試みでもある。

ひとつは、水俣病患者家庭互助会と加害企業チッソとの間に行われた相対交渉である。この交渉は、不知火海漁

業紛争調停委員会の関与のもとで見舞金契約の締結によって終結した。もうひとつは、自主交渉派の水俣病患者らと加害企業チツソの相対交渉である。この相対交渉は補償協定書に結実する。

最初の相対交渉では、患者団体はチツソから交渉拒否を受けて、工場前での座り込みにはいったが、患者団体（患者家庭互助会）は加害企業に拒否されただけではなく、「水俣市民」からも地域社会からも完全に孤立したのに対し、加害企業チツソは、「水俣市民」からはもとより、重化学工業化政策を推進していた通産省からも日本化学工業協会からも支援された。交渉力の格差は極限まで拡大させていたといつてよい。極大化された交渉力の格差を前提にしてどのような調停が可能になるのだろうか。

チツソと孤立無援の闘いを余儀なくされていた水俣病患者家庭互助会は、漁業紛争の調停のために設置された不知火海漁業紛争調停委員会に対して、自分たちの補償についても調停してくれるよう要請した。この委員会は、熊本県知事、水俣市長、県議会議長、町村長会会长、熊日社長という、地域行政と地域社会で最も有力ともいいうべき委員たちから構成されたのであった。この委員会の調停を拒めば、調停のために介入してくれることは到底期待できない状況に置かれていた。

このような有力な委員から構成されていたにもかかわらず、圧倒的に優位にあるチツソが受け容れる合意のみが可能であったことは、締結された見舞金契約の第四条と第五条、とくに第五条の権利放棄条項をみればよくわかる。この見舞金契約は、水俣病患者の経済的窮迫と法的無知に乗じて締結されたものとして、第一次民事訴訟判決では「公序良俗に反して無効」とみなされたのである。<sup>10)</sup>公序良俗に反する合意には国家は強制力を与えないという趣旨である。この「無効」とは当事者の合意さえあれば国家的に承認されるというわけではないことが明確に示された。この「無効」という判決は、当事者間の交渉力格差があまりにも大きかつたこと、行政と地域の有力者によつ

てもこの格差を克服することができなかつたことを明らかにしたといつてよい。

もうひとつは、自主交渉派と加害企業チツソとの相対交渉である。自主交渉派は、一九六八年の政府による公害病認定の中に、水俣病被害患者らが新しく認定申請したが、県の審査会によつて棄却処分を受けた人が少なくなかつた。そこで棄却処分を受けた川本輝夫氏をはじめとする患者らは厚生省に行政不服審査請求をした結果、設置されたばかりの環境庁が県の棄却処分を取り消す裁決をしたために、彼らは一九七一年一〇月六日に県によつて逆転認定されたのであつた。

県知事から水俣病の認定を得た川本氏らは、一九七一年一〇月二一日に、「一律三〇〇〇万円」の償いをチツソに直接求める自主交渉を開始したが、チツソはあくまで第三者機関の調停に固執したために、一一月一日に、患者らはチツソ水俣工場前で座り込みを開始した。彼らはチツソによって新認定患者として従来の患者から差別的に扱わされることになつた。

川本氏らは、民事訴訟を提起した訴訟派とも厚生省の補償処理委員会に調停を求める一任派とも異なつて、「チツソも人間が営業していることだし、社長も重役も人間だから理解してもらえる筈だとなり、一応交渉を申し入れて、チツソの誠意と出方をみてみようではないかということになつた」。チツソの社長も人間だから、人間としての交渉が可能になると期待して、あくまで直接交渉を求めることがになつたのである。彼らは自主交渉派とよばれた。

しかし水俣工場に社長がいるわけではないので、水俣では相対交渉を進捗させることはできなかつた。そのため、川本氏らは、水俣工場に座り込む水俣病患者を代表して一二月六日に東京本社に向き、社長との直接交渉を要求した。東京で「被害者と加害者の相対の決着」をつけるために水俣を出発したのだという。<sup>(4)</sup>川本氏らは一二月七一八日に東京本社で社長らと交渉をもつたが、社長のドクターストップで交渉は中断し、本社内で交渉再開を

待っていた患者と支援者は排除された。まず支援者が機動隊によつて排除され、翌日にはチッソ従業員によつて自主交渉派患者が排除された。自主交渉派患者らは直ちに本社前の路上にテントを張つて座り込みを開始した。それからというもの、直接交渉を求めても交渉拒否に会うばかりで、補償交渉自体が成り立たなかつた。交渉を求めてチッソの建物に入ると、千葉の五井工場から勤務された従業員に阻止されて建物外に排除されることが続いた。そのことに抗議して、組合長に面会の約束をとりつけて千葉の五井工場を訪ねたところ、待たされた挙句、従業員から袋叩きにあつたこともある。一九七二年一月七日の五井工場集団暴行事件である。その報道によつて、座り込みをしている水俣病患者らを支援する世論の動向が一挙に高まつたといわれる。その後、大石武一環境庁長官と澤田一精熊本県知事の立会いの下に環境庁庁舎内で自主交渉派とチッソの交渉が行われたが、ほとんど進展しなかつた。七回の交渉はうまくいかず、県知事が交渉打ち切りを宣言したこともある。

大きな転機が訪れたのは、一九七三年三月二〇日に熊本地裁で水俣病第一次民事訴訟の判決が下されて、チッソの不法行為責任が認められたときである（控訴されないでこの判決は確定した）。その判決を得て、訴訟派は直ちに上京し、チッソ東京本社横で自主交渉を求めて座り込みを続けていた自主交渉派と合流し、東京交渉団を結成して交渉をもつた。それにもかかわらず、直接交渉はチッソの厚い壁に阻まれ続けた。

一九七三年七月には環境庁長官と熊本県知事の仲介のもとに、補償協定が締結されることになるが、それまでの補償交渉では、東京交渉団の補償交渉への強い意思にもかかわらず、チッソは補償交渉の要求を拒否し続け、こともうろうにチッソは、五月五日には東京交渉団を社内に残したまま、本社から通走して事務所機能を都内に分散させたのであつた。企業の壁は厚かつたというほかなかつた。

それでも最終的には画期的な補償協定の締結に至つたのは、チッソの民事責任が法的に確定していたことに加え

て、東京交渉団の交渉力とそれを背後で支えた支援団体（とくに熊本水俣病を告発する会）の交渉支援能力とが高かつたこと、チツソの不誠実な対応に対する環境庁（長官）と世論の批判があつたことによるところが大きいと思われる。患者団体の要請を受けて、環境庁長官と県知事が仲介の労をとり、東京交渉団とチツソとの相対交渉の場を設定した。各地の「水俣病を告発する会」などの支援団体が、東京本社前で座り込み闘争を続けていた患者団体の東京滞在を支えたのであつた。これらの要因は、どれも見舞金契約に至る相対交渉では存在していなかつたのである。

圧倒的に交渉力の弱かつた自主交渉派の水俣病患者らは、川本氏ら有力なりーダーを先頭に、一年八ヶ月にわたる厳しく苦しい座り込み闘争を闘いながら、少しずつ世論や支援団体による強力な支援を得ていった。相対交渉のための自主交渉派患者の強い交渉意欲とその相対交渉を可能にするための準備と後方支援に徹した各地の「水俣病を告発する会」をはじめとする支援団体の活動の広がりが影響力を持つたように思われる。チツソとの交渉力格差からの交渉拒否を突き破るために、相対交渉に応じるまではどこまでも相対交渉を求めるという自主交渉派患者らの持続的な意思を相手方に見える形で示す必要があつた。本社前の座り込みとハンストなどが、一般の庶民に残された唯一の闘い方として採用され続けた。患者らは病身を押して展望のない座り込みを続け、チツソ従業員からの交渉拒否と実力排除を受けながら、それでも相対交渉を求めてチツソの本社ビルに出かけ続けたのであつた。その間には、支援者による座り込みやハンストも加わつたし、無名の都市民による多数のカンパが寄せられた。水俣工場前に座り込んだ自主交渉派患者に対しても繰り返しチツソ側からの切り崩しが行われたし、座り込みに對しても会社からの立ち退き要求はもとより、川本事件ともからんだ警察からの働きかけもなされたし、右翼からの街宣車による嫌がらせなども受けっていたのである。

加害企業チッソとの補償交渉では、自主交渉派は当初の象徴的な意味を抱つた三〇〇〇万円の補償要求を判決と同様の損害賠償額に縮減して交渉に臨み、特別調整手当（年金）と医療費・介護費等をチッソに負担させることに主眼を置いた補償協定が締結されたのであつた。東京交渉団に参加している患者だけでなく、認定審査会で認定された患者であればそれでも補償協定に合意された補償内容が受けられるという内容からも、この補償協定は、水俣病被害患者らの補償のための闘いのひとつの頂点をなすものであったことができる。

この水俣病事件における相対交渉の二つの事例をみると、相対交渉が当事者の意思と行動力、当事者を直接支援する集団の存在、さらに当事者らを取り巻く社会的要因によって大きく影響されることがわかる。

## V おわりに

最後に、今後の二つの課題に触れて稿を閉じることにする。第一は公共型調停の制度化の可能性であり、第二は対話促進型調停が適合する紛争事例の多様性、ということである。

第一の公共型調停であるが、このような言い方はほとんどみられないが、あえて公共型調停と名づけたのは、運営主体についての通常の分類である司法型、行政型、民間型のいずれからも区別される必要があるからである。

社会の成熟化に伴い、紛争当事者は「納得のいく解決」志向を強めているので、紛争の当事者になつたときに利用しやすい対話促進型調停へのニーズが将来的に高まつっていくものと予想される。したがつて、少なくとも当事者が積極的に活用したい対話促進型調停を運営できる調停技法を備えた調停者を育成する必要がある。

このような新しいニーズに応答的であるためには、裁判所の民事調停・家事調停が対話促進型で運営されるのが最も現実的ではないかと思われる。少なくとも紛争当事者が希望するときには、対話促進型調停が利用できるよう<sup>13)</sup>に、調停委員が調停トレーニングを受けることができる研修の仕組みの整備が望まれるのである。しかも、将来的には、「納得のいく解決」を求める当事者がいつでも利用できるように対話促進型調停を公共的に制度化することが望まれるのである。公共的制度化というのは、現在の行政型とも司法型とも区別される運営形態が工夫される必要があると思われるからである。

そのためには、市民社会的公共性に基づきられた紛争解決援助の仕組みとして、紛争当事者が日常感覚で活用できる基本的なインフラとして、対話促進型調停が位置づけられる必要がある。社会の成熟化が進むことによって、そのような状況が広がっていくのではないかろうか。

なお、日常世界から区別された専門領域においても、多様な紛争が発生することが予想される。それぞれの紛争領域ごとに紛争の専門性に対応しうる評価型調停モデルの制度化もまた期待されるのではないか。このような評価型調停モデルを公共の負担で整備することはおそらく難しいと思われる所以、専門的紛争に対しては民間型の評価型調停モデルが整備されていくことが望まれるのである。

わが国の裁判所における調停の特徴は、簡単に言えば、民事調停においても家事調停においても裁判官（調停主任裁判官または家事審判官）が加わっていること、全国に配置されていること、安い費用で利用できること、である。裁判官が主宰しているから、法的情報も考慮したうえで紛争の「納得のいく解決」を求める紛争当事者のニーズにも応答することができる。<sup>14)</sup>ただ、裁判官が調停の場で、対話促進型調停を進める意思と技法を備えていなければ、具体的な法的助言を強く押し出すことによって、説得型調停モデルが機能することになる。そうなれば、裁判

官の加わった裁判所における調停は、紛争当事者の「納得のいく解決」志向と実質的に抵触するおそれが出でてくる。またどこにおいても誰でも利用できるようにするためには、対話促進型調停が全国的に配置される必要もあるし、紛争当事者は安いコストで利用できることが望まれる。公共型調停と名づけたのも、日常世界の対話性を基礎にした対話促進型調停は、現在の裁判所における調停の特徴、すなわち全国に配置され、利用コストも低いという特徴を維持できるよう公的的な負担で制度化することが望まれるからである。<sup>(44)</sup> それと対比して言えば、専門領域における紛争の解決援助のための評価型調停モデルは一般的には民間型で整備されるのが望ましいと思われる。

第二は対話促進型調停に適合した紛争が拡大していく傾向についてである。これからも紛争当事者間の交渉力格差は依然として多様な形で存在し続けるはずである。対話促進型調停の可能性はなによりも当事者間の対話可能性によって規定されるが、さらにこの対話可能性は社会の成熟化に伴う私的自治領域の拡大と関係的な配慮の拡大という社会的条件によって規定される。成熟社会化すれば、紛争当事者は自分の「納得のいく解決」を求める傾向を強めると予測されるが、この傾向に最もよく適合するのが対話促進型調停であると思われる。<sup>(45)</sup>

確かに、訴訟との連携を視野に入れ、法的解決可能性の見通しを先取りする見込みがある場合には、調停者の関与によって、交渉力の弱い当事者に有利な方向で、交渉力格差の相対化が可能になるであろう。しかし、調停は合意によって成立する以上、調停者が関与したとしても、当事者の自己解決能力の回復と交渉力格差の十分な相対化と対等化が可能にならなければ、合意の名のもとに交渉力の強い当事者の影響力ないし強制力が働くことは避けられない。当事者を取り巻く社会の「法化」と成熟化が問題になるのはここにおいてである。調停の限界が問われるのも、このような場合である。

調停者が強い当事者の強制力を抑制して当事者間の対話を回復することができるのは、いくつかの条件が満たさ

れる場合である。①弱い当事者が必要なときには訴訟を利用ることができ、しかも、訴訟では弱い当事者の権利が実現される可能性が大きい場合、②マスメディア、世論または支援団体等が、力の弱い当事者を圧倒的に支援する場合、③調停者が当事者との対話過程で、力の強い当事者が自己の主張を相対化して力の弱い当事者の権利利益主張を尊重するようになる場合、などである。しかし③の場合に、調停者が弱い当事者への配慮を求めたり道義的責任をとるよう促したりして、力の強い当事者を説得しようとすれば、強い当事者からの信頼を失うおそれがあるのは否定できない。

調停に適合した紛争はこれから社会の成熟化に伴つて多くなるのではないかと予想される。例えば、廣田尚久氏は、訴訟に特化される事件として次の五つを挙げる。すなわち、①一〇〇対ゼロの黑白をつける必要がある事件、②法令の新解釈が必要な事件、③先例的な基準を作る事件、④執行力が必要な事件、⑤当事者が強く訴訟を望む事件、である。<sup>(45)</sup>訴訟に適合した事件が限定的に掲げられているのは注目される。すでに「調停読本」も、「裁判によつて解決するほかない」場合として、当事者が「絶対に自己の主張を守つて譲らない者、無反省で非妥協的な態度の者」である場合を挙げていたのも想起される。<sup>(46)</sup>廣田氏の場合にも「調停読本」の場合にも、訴訟に適合した紛争事例が限定的に列挙されていることからみると、それ以外の紛争事例の場合には、調停による合意形成を試みる可能性があることが示唆されているとみてよいと思われる。

日本社会では「法化」とともに成熟化が進行しているが、それに伴い、紛争当事者の「納得のいく解決」志向に対応しうる対話促進型調停の必要性が高まつていくものと予想される。それに備えた公共的な制度的枠組みと民間型ADRの構築、その担い手としての調停者の育成がこれからますます求められていくものと思われる。

(1) 末弘敏太郎「過激社会運動取締法案批判」末弘敏太郎（川島武宜編）『嘘の効用 下』（富山房、一九九四）六三頁参照。  
なお、川島氏が編集した末弘敏太郎「嘘の効用 上下」は、そのほとんどが大正期から昭和戦前期にかけて書かれたとは到底思えないほど生き生きと末弘の考え方を伝えてくれる。

- (2) 六本佳平「現代型訴訟とその機能」日本法社会学会編『裁判の法社会学（2）』（有斐閣、一九九九）一一頁参照。
- (3) 六本佳平、前掲注2、一二頁。
- (4) 六本佳平、前掲注2、一一頁。
- (5) 川本裁判資料集編集委員会編『水俣病自主交渉川本裁判資料集』（現代ジャーナリズム出版会、一九八一）参照。
- (6) 川本裁判資料集編集委員会編、前掲注5、八二頁。
- (7) 川本裁判資料集編集委員会編、前掲注5、一二七頁。
- (8) 自主交渉派の闘争の記録については、石牟礼道子編『水俣病闘争 わが死民』（現代評論社、一九七二）、石牟礼道子編『実録水俣病闘争 天の病む』（葦書房、一九七四）を参照。この二冊には、自主交渉派の患者らが、チツソの責任を追及するため、チツソ幹部と相対交渉した記録と、自主交渉派患者らの座談会の記録が収められている。とくに「直接交渉開始」と「ドキュメント・東京直接交渉」は患者らの日常の言葉による責任追及の記録として庄巻である。その一部は、川本輝夫「水俣病誌」（世紀書房、二〇〇六）の「序 ドキュメント自主交渉」にも収録されている（四頁－一五頁）。
- (9) ロジャー・フィッシャー＆ウイリアム・ユーリー（金山宣夫・浅井和子訳）『ハーバード流交渉術』（三笠書房・知的生き方文庫、一九九〇）参照。
- (10) 川島武宜「調停および審判における当事者の力関係」「ケース研究」一五八号、一四頁。
- (11) 日本調停協会連合会編『調停読本』（日本調停協会連合会、一九五四）一二頁。

- (12) 川島武宜、前掲注10、一四頁参照。
- (13) 川島武宜、前掲注10、八頁。
- (14) 川島武宜、前掲注10、一二頁。
- (15) 川島武宜、前掲注10、一二頁。
- (16) 川島武宜、前掲注10、一四頁。
- (17) 高野耕一「人訴移管後の家事調停——家事調停の【かたち】——」[ケース研究]二九六号(二〇〇九)五一頁参照。
- (18) 高野耕一、前掲注17、五二頁参照。「弱者救済という視点」の重要性については、高野耕一「家事調停論」高野耕一「家事調停論」(信山社、二〇〇二)一八〇頁も参照。
- (19) 高野耕一、前掲注17、五一頁—五二頁参照。
- (20) 高野氏の説いた「調停における強者と弱者」論に対し反論したのは、坂梨喬氏である。氏は、当事者主体型の調停は当事者間の力の強弱を無視して調停を進めているという高野氏の見解に反論を加えている。氏は、強者と弱者の力の差を前提にしながら、調停者には力の格差を調整しつつ運用する技法を身につける必要があるとみている〔坂梨喬「現代家事調停論——司法モデルから調整モデルへ——」「判例タイムズ」No.一一三七(二〇〇七)六三頁参照〕。氏が述べるように、当事者主体型の調停を担える調停委員には、「調停の場をコントロールする力」が必要とされるが、この能力を説くだけでは当事者間の交渉力格差をどのように克服するのかは必ずしも明らかにはならないようと思われる。
- (21) 棚瀬孝雄「合意と不合意の間」棚瀬編「紛争処理と合意」(ミネルヴァ書房、一九九六)一二八頁参照。
- (22) 棚瀬孝雄、前掲注21、一三三頁—一三四頁。氏は近代の知の解釈学的な知への組み替えを提唱している(一三七頁)。
- (23) 棚瀬孝雄「法化社会の調停モデル」[法学論叢]第一二六卷四・五・六合併号(一九九〇)参照。

## 対話促進型調停の可能性と限界

- (24) 棚瀬孝雄、前掲注23、一三三頁。
- (25) 棚瀬孝雄、前掲注23、一四三頁。
- (26) 棚瀬孝雄、前掲注23、一四六頁。
- (27) 棚瀬孝雄、前掲注23、一五〇頁。
- (28) 棚瀬孝雄、前掲注23、一五一頁。
- (29) 棚瀬孝雄、前掲注23、一二三頁参照。
- (30) これは丁度、調停者が「中立でいる」と思うだけでなく当事者から「中立だと見えるように心配りする」必要があることと同じである。
- (31) レビン小林久子「調停への誘い——紛争管理と現代調停のためのトレーニング書——」(日本加除出版、二〇〇四)一八頁。「現代社会では、差別による平等は、一人一票の平等が徹底した後でなければ実行されるべきではない」というコンセンサスが確立しているという。ここで言われる「差別による平等」とは、例えば福祉の分野で、収入を基本に市民を差別することによって平等が保たれることである。これは「一人一票的な平等」とは完全に異質な現代的な「実質的平等」である。
- (32) レビン小林久子、前掲注31、八〇頁一八一頁。
- (33) レビン小林久子、前掲注31、一八頁一九頁。当事者の弱さは決して無視されたり見逃されたりするべきではないといふ意味では、調停者はそれなりの配慮をする必要があることは、レビン小林氏によつても認められているのである。
- (34) レビン小林久子、前掲注31、八〇頁一八一頁参照。
- (35) レビン小林久子、前掲注31、八〇頁。

(36) レビン小林久子、前掲注31、七九頁。

(37) レビン小林久子、前掲注31、一〇五頁—一〇六頁参照。

(38) 大まかな議論ではあるが、この問題を論じたものとして、吉田勇「日本におけるADRの可能性——『納得のいく解決』」を求めて——」(熊本法学第一二三号(二〇〇八))を参照。

(39) 裁判所における調停の場合には、申し立てた当事者があらかじめ相手方には調停を申し立てるのを伝えていれば別であるが、そうでなければ、突然裁判所からの呼び出し状が届く。不意打ちにあれば、相手方当事者は不快に思い、出頭すべきかどうかを思案するにちがいない。どうして直接話したいと申し入れなかつたのかと、申し立てた当事者に強い不満をもつ相手方当事者も少なくないにちがいない。それでも裁判所からの呼び出し状であることを考えて出頭する相手方当事者が圧倒的に多いのではないかと推測される。

話し合いによって紛争を解決したいと思っている相手方当事者であれば、裁判所からの調停への呼び出し状は渡りに舟であるかもしれないが、通常は不承不承に応じることが推測される。

(40) チツソの幹部は、工場廃液に水俣病発症の原因物質が含まれていることを、細川一チツソ付属病院長が密かに行つていた猫四〇〇号実験の結果報告によつて知つていたにもかかわらず、まだ原因は不明であるという前提で見舞金契約が締結されたこと、経済的窮迫と法的無知に乗じて見舞金契約の第五条に権利放棄条項が含められたことにより、見舞金契約は第一次民事訴訟判決で公序良俗に反して無効とされた。この調停委員会は、圧倒的に強い交渉力をもつチツソが合意する内容にならざるをえないために、県知事をはじめ地方行政と地域社会の代表者から構成されていたにもかかわらず、第五条を排除することができなかつたものと推測される。

(41) 川本輝夫「水俣病誌」(世紀書房、一〇〇六)六九頁。川本氏が川本事件に関して裁判所に提出した「川本裁判供述書」

のなかに書かれているのであるが、この供述書は、水俣病闘争を中心的に扱ってきた川本氏自身によるその闘いについての詳細な証言である。

(42) 川本輝夫、前掲注41、八二頁。

(43) 井垣康弘氏の提示した二段階モデルはそのひとつの中である。井垣康弘「同席調停の狙いと成功の条件」井上治典・佐藤彰一共編「現代調停の技法——司法の未来——」(判例タイムズ社、一九九八)一七二頁参照。私も井垣氏の見解について触れたことがある〔吉田勇「対話促進型調停の制度化可能性」吉田勇編「紛争解決システムの新展開」(成文堂、二〇〇九)三三頁—三四頁参照〕。

(44) 公共型ADRの可能性については、吉田勇「司法制度改革とADRの可能性」吉田勇編「紛争解決システムの新展開」(成文堂、二〇〇九)一四頁—一六頁参照。

(45) 吉田勇「日本社会に対話促進型調停を定着させる二つの試み(一・完)『熊本法学』第一一八号(二〇〇九)のIV「納得のいく解決」志向に適合的な対話促進型調停」一六四頁—一〇五参照。

(46) 廣田尚久「民事調停制度改革論」(信山社、二〇〇一)一三七頁。なお、この廣田氏の著書は、わが国の裁判所における民事調停制度を根底的に再編するための制度設計の構想を提示したものであり、理念的にも制度構想としても刺激的なものである。

(47) 日本調停協会連合会編「調停読本」(日本調停協会連合会、一九五四)一五頁。